

京都市伝統産業振興館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月28日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第107号

京都市伝統産業振興館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市伝統産業振興館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第5条」に、「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改める。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「第7条ただし書」を「第8条ただし書」に改め、「の各号」を削る。

第6条中「第8条」を「第9条」に改める。

第7条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別記様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(産業観光局商工部伝統産業課)